

○監理技術者等の取扱いについて

平成 29 年 3 月 31 日 管理者決裁
令和 2 年 11 月 18 日 一部改正
令和 5 年 4 月 1 日 一部改正
令和 6 年 7 月 1 日 一部改正
令和 7 年 2 月 4 日 一部改正

札幌市病院局工事施行規程（札幌市病院局規程第 3 4 号）第 2 条第 1 号に定める工事の施工に関して、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条並びに札幌市建設工事請負契約約款第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）の取扱いについては、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を踏まえ、適切に運用することとし、具体的な事務手続等については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1 共同企業体における監理技術者等の配置について（マニュアル二一二（2））

病院局（以下「局」という。）が共同企業体である本市発注工事における監理技術者等の配置については、マニュアルによるものとするが、主任技術者の兼任の取扱いについては、「札幌市病院局工事等共同企業体取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日管理者決裁）」第 7 条第 1 項第 3 号ただし書又は第 14 条第 5 号のただし書きの規定によることができるものとする。

2 主任技術者から監理技術者への変更について（マニュアル二一二（3））

当初、主任技術者を配置した工事において、大幅な設計変更等により、工事途中で下請契約の請負代金額が 5,000 万円（建築一式工事にあつては 8,000 万円）以上となった場合は、受注者は関係書類を添付した『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書』を工事主任に提出し、当該主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。

なお、設計変更等があらかじめ予想される場合には、工事施工当初から監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置するとともに、専任特例 2 号（下記 4 の(2)）の場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を配置しなければならないことに留意すること。

3 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二一二（4））

監理技術者等の工期途中での交代が認められる場合は、次に掲げる事由によるものとし、受注者は関係書類を添付した『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通

知書』を工事主任に提出し、監理技術者等を変更するものとする。

ただし、いずれの場合にあっても、入札の公平性、工事の継続性及び品質確保等の観点から、原則として交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されることを条件とする。また、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること等の措置が講じられるように留意すること。

ア 監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合

イ 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

エ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合や長時間労働の是正が必要な場合等、働き方改革の観点から必要と認められる場合

4 監理技術者等の専任配置の特例について（マニュアル三（１）、（２））

請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事にあっては 9,000 万円）以上の工事については、受注者はその契約工期（着手日からしゅん功日まで）において、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で配置しなければならない。

ただし、次に掲げる場合、本市はそれぞれに定めるところに従い主任技術者又は監理技術者の兼任を承諾することができる。この場合において、受注者は『監理技術者等の兼任届』（別紙１）を工事主任に提出し、本市が『監理技術者等兼任承諾通知書』（別紙２）の交付をもって承諾することにより、相互に兼任期間等を明確にするものとする。

（１）専任特例１号に該当する場合

兼任する工事が次のア～クを全て満たすとき、主任技術者又は監理技術者は専任を要する工事を兼任することができる。ただし、工事途中でいずれかを満たさなくなった場合、それ以降の兼任は認めない。

ア 各工事の請負代金の額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

イ 工事現場間の移動時間が概ね２時間以内であること。

ウ 下請契約の次数が３を超えていないこと。

エ 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を各工事に配置していること。なお、当該工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合、連絡員は当該工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務経験を有する者であること。

オ 各工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの）により確認するための措置を講じていること。

カ 各工事について人員配置計画書（別紙３）を作成し、工事現場ごとに備え置くこ

と。

キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 兼任する工事の数が、2を超えないこと。

(2) 専任特例2号に該当する場合

監理技術者は、専任を要する工事ごとに監理技術者補佐を専任で配置することで、専任を要する工事を2件まで兼任することができる。

受注者は、工期の当初において監理技術者及び監理技術者補佐を配置したときは、関係書類を添付し、『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書』に必要事項を記載したうえで工事主任に提出し、本市に通知するものとする。

また、工期の途中において、監理技術者補佐を配置し監理技術者が工事を兼任する場合又は監理技術者補佐の配置を止めて監理技術者が専任する場合は、監理技術者等の途中交代には該当せず、「3 監理技術者等の途中交代について」ア～エの事由の有無に関わらず可能であるが、この場合、事前に工事主任に説明したうえ、関係書類を添付して『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書』を提出しなければならない。

専任特例2号により監理技術者が工事を兼任する場合、受注者は、『監理技術者等の兼任届』を提出するほか、情報通信技術の活用方針や監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ工事主任に説明し、理解を得るものとする。本市は、監理技術者が兼任しようとする工事が、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲のものであることを確認できない場合を除き、工事兼任を承諾するものとする。

なお、上記の規定にかかわらず、工事規模、施工難易度等を考慮し、施工担当課が、入札告示前の段階で、監理技術者の兼任が認められないと判断した工事については、告示等にその旨を明示し、兼任を認めない取扱いとする。

(3) 密接な関連のある二以上の工事を管理する場合

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に該当する工事にあつては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。ただし、本条項は専任の監理技術者については適用されない。

なお、当面の間、適用範囲は次のとおりとする。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の受注者が施工する場合。なお、施工にあたり相互に調整を

要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含む。

イ アの場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

ウ ア及びイの適用に当たっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう各工事の発注者が適切に判断することが必要であるため、本市以外の発注機関の工事が含まれている場合は、他の発注機関との調整を要することに留意すること。

(4) 工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合

本市又は本市以外の発注機関が、同一の受注者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一つの工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、受注者が本市に対し、『監理技術者等の専任配置の特例に係る同一工事承諾願』（別紙 4）を提出し、本市が『監理技術者等の専任配置の特例に係る同一工事承諾通知書』（別紙 5）を交付することにより承諾するものとする。なお、本市以外の発注機関が含まれている場合は、この様式によらないことができる。

ただし、これら複数工事の下請金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となるときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上となるときは、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

なお、この場合、一つの工事現場として取り扱うため、(1)から(3)までの特例を併用することができる。

5 工事現場への専任を要しない期間について（マニュアル三（3））

工事が次の(1)から(4)までに掲げる期間にある場合、監理技術者等の当該工事現場での専任は要せず、これらの者の専任を要しない他の工事に従事することができる。この場合においても、受注者は、上記 4 ただし書の方法による承諾を得るものとする。

なお、(2)の期間に限っては、本市が発注する他の工事（専任を要しない期間内に工事が完了するものに限る。）の専任の監理技術者等として従事することができるが、その際、当該工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、本市の承諾を得る必要がある。

(1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事しゅん功後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、本市の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。）

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

6 営業所技術者等との兼務について（マニュアル二ー二（５））

次の(1)及び(2)に掲げる場合において、それぞれに定める要件を全て満たす場合、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者を、営業所技術者は主任技術者を兼務することができる。

この場合、受注者は、事前に工事主任に説明したうえ『現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書』に営業所技術者等であることを記載して、工事主任に提出するものとする。

(1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある工事の場合

- ア 兼務させる営業所技術者等が置かれている営業所において契約が締結された工事であること。
- イ 兼務する工事現場は１件であること。
- ウ 上記４(1)ア～キを満たしていること。なお、４(1)イについて、「工事現場」とあるのは「営業所と工事現場」と読み替えること。
- エ 兼務させる営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない工事の場合

- ア 兼務させる営業所技術者等が置かれている営業所において契約が締結された工事であること。
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- エ 兼務させる営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この取扱いは平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この取扱い令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

附則

この取扱い令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この取扱い令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この取扱い令和 7 年 2 月 4 日から施行する。